

平成19年12月12日（水）

○議長（中上良隆君）順番17、22番 楠本君。

〔22番（楠本知子君）登壇〕

○22番（楠本知子君）通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1番目は、学校給食のアレルギー対策についてでございます。学校給食の体験、記憶は、人それぞれおもしろいものがあります。脱脂粉乳が嫌で鼻をつまんで一気飲みした私の給食の記憶、世代によって、また地域によってまちまちでございます。給食は時代を超えて進化し続けております。そして、給食を食べる子どももアトピー・アレルギーと増える中、食とかわることから学校給食は医療と教育のはざままで難しい問題を抱えております。家庭での食習慣も多様化し、朝食の欠食が増えるなど、学校給食というより社会全体で子どもの食のあり方を考えていかなければならない時代になりました。そういう意味でも、今の学校給食は問題も山積みですし、また反対に可能性も大いにあるように思います。このことを前提において質問させていただきます。

先般、橋本市にお住まいのお母さんからご相談を受けました。就学前のお子さんが激しい食物アレルギーのため、学校給食が不安で仕方がないということでございました。今回、私はこの食物アレルギーに関して少し勉強させていただき、特に小学校給食のアレルギー対策についてお伺いいたします。食物アレルギーを持つ小学生児童はどれくらいおられますか。その児童と家族への対応、また対応食についてどのようにされておられますか。今後の課題、さらなる改善策についてお聞かせください。

2番目は、5歳児健診の推進についてでございます。現在、乳幼児健康検査は、母子保

健法により対象年齢はゼロ歳、1歳、3歳となっており、その後は就学前健診になります。この3歳児健診から就学前健診までの期間の開き過ぎは、近年増加しております発達障害にとって重要な意味を持っております。なぜなら、発達障害は対応が遅れると、それだけ症状が進むと言われております。また、就学前健診で発見されても、親がその事実を受け入れるのに時間がかかって、適切な対応・対策をされないまま子どもの就学を迎えてしまうことになってしまいます。平成17年4月1日に施行された発達障害者支援法では、発達障害児に対して、症状の早期発見と早期支援を行う重要性を言われております。早期発見で1人でも多く子どもたちを救うため、5歳児健診の導入についてお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中上良隆君）22番 楠本君の一般質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（森本國昭君）登壇〕

○教育長（森本國昭君）楠本議員のご質問にお答えをいたします。

まず、本市における食物アレルギーを持つ児童の実態でございますが、本年度7月に橋本市内小学校の14校、中学校1校4,260人の児童生徒を対象に、保護者から食物アレルギーについてアンケート調査並びに学校調査を行っております。その結果、現在もアレルギー症状があると答えた保護者は全体の4%に当たる166名、また、はっきりわからないが、保護者が判断し、アレルギーの原因食品を除去している児童は219名います。そのうち医師の診断により除去を行っている者は73人、それ

以外の全体の3分の2は保護者や本人の自己判断ということになっております。

次に、学校給食での対応についてですが、例えば食物アレルギーのある児童の原因食物で高率なものは卵、牛乳、魚介類、果物、野菜等ですが、加熱すれば食べられるという回答が多くあります。給食センターでは果物以外で生ものを食べさせることはありませんので、常に除去が必要な児童は3分の1以下となっています。この際の学校の対応でございますが、給食センターが作成した詳細な成分表を保護者に配付し、保護者と学校が連絡をとり合い、除去をするようにしています。また、非常にアレルギー反応が強いため、除去などの安易な対応では危険が伴うケースもあります。市内で3名の児童が弁当持参で登校しております。これらの児童につきましては、現在の環境課では対応できない状況であります。

さて、今後の課題、さらなる課題策はないかというおただしでございますが、それについては前提として食育の推進という観点が必要であると考えております。まず、アンケート結果から、保護者や児童が自己判断で食べられるものでも食べない、食べさせていないというケースがあることが推測されます。(学校あるいは給食センターは、保護者に対して好き嫌いのない豊かな食生活を過ごさせるという観点から、積極的に啓発を行うことが必要だと考えております。)このことを前提として、現状の給食センターの環境で改善できるであろう内容をお答えいたします。

まず1点目は、現在もアレルギー症状があるという児童について、今年度中に再調査し、医師の診断を受け、その指示に従い、(プリンをゼリーに、マヨネーズをケチャップにという)代替物で対応できるものは対応するケースが考えられます。

2点目は、さきに述べた代替物による対応が確実に実行するためにも、給食センターと保護者、学校とが連絡体制を密にする必要があります。保護者と給食センターとが直接情報のやりとりを行うなどの方策について検討していきたいと考えています。

3点目は、これからの学校給食のあり方につきまして、食物アレルギーの実態も含め、給食審議会において専門家の話し合いを経て検討することも考えております。いずれにしましても、食物アレルギーへの対応は、一つ誤れば死亡事故につながるおそれがございます。慎重かつ細心の注意が必要であると考えます。現在の環境及び施設設備で対応できるものは限定されます。保護者の要望があるからといって「安易に対応することはあってはならない」とも考えます。慎重に検討し対応してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長(中上良隆君)健康福祉部長。

〔健康福祉部長(上田敬二君)登壇〕

○健康福祉部長(上田敬二君)5歳児健診の質問についてお答えいたします。5歳児健診の必要性としては、一般的には2点ほど挙げられております。1点目に、3歳児健診から就学児健診までの空白の2年間を埋める役割があります。2点目は、軽度の発達障害の早期発見と対応のためと言われております。しかし、軽度の発達障害と言われる子どもたちは、健診など1対1の場面では障害が現れにくく、集団場面において気にかかる姿を見せるケースが多いことから、集団での観察も含めて判断することが重要であります。本市では、和歌山県下においても先進的な取り組みとして、早くから正職員による発達相談員を配置、保健師と連携して発達相談事業を行っております。5歳児健診についても継続的に

幼稚園や保育園を巡回し、障害や発達にさまざまな疑われる幼児の発達相談を実施しており、健診にかかわる役目を果たしているものと思っています。このことから、一般的に言われているような3歳児健診から就学前までの空白の期間は補えるものと考えております。また、3歳児健診では、障害の有無がわかりにくい軽度の発達障害児に関しては、集団の様子をあわせて判断することが必要で、保育園や幼稚園で定期的に行われる「園訪問」や3歳児半健診以降の4歳児、5歳児についても支援を行っております。このような事業を実施できるのも、平成18年度から発達相談員を1名増員し、2名としたことで、健診後の相談や園での発達相談を充実させたことによるものと思っております。

以上のように、本市の発達相談事業は類似都市と比較しても充実していると考えており、5歳児健診を新たに導入することよりも、今ある事業の精度を高めることがより重要であると思われまますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（中上良隆君）22番 楠本君、再質問ありますか。

22番 楠本君。

○22番（楠本知子君）はい、ありがとうございます。

今回、ご相談を受けたお母さんは、本当に毎日毎日の食事に対してご苦労されている様子を聞かせていただいたわけなんですけれども、子どもさんが小学校に入ったら、みんなと一緒に給食を食べさせてあげたいというふうに願っておられます。先ほどの教育長のお話で、このアレルギー対応食に対しては、安易に進めていくと本当に死に至るようなことが起きるといふことで、安易にという意味ではありませんが、そういう一人のお母さんの思いにこたえていくということから、何とかできな

いかなというのが私自身の思いなんです。本当に自分の子どもがそういう目に遭ったら、私自身もそういう給食を食べさせてあげたいと思うのは親心ではないかと思うんです。今回、橋本市で小学校を何校か回らせていただいて、全校まではいかないんですけども、いろんな実情を聞かせていただいたわけなんですけれども、例えばクラスにアレルギーの児童がおられますと、その担任の先生は本当に大変ご苦労されている様子をお伺いいたしました。例えば、給食を食べる20分前に薬を飲ませて、そして普通の給食をいただくと。もし担任の先生が20分前に薬を飲むのを忘れて、とんでもないことが起きるのでということで大変気を遣いましたというふうなこともお聞かせいただきました。現況的には、先生が子どもさんに対して、きょうは何食べたらかんよ、これが入っているから食べたらかんよということ、本当に懇切丁寧に対応されているというふうな実情を聞かせていただいて、本当に担任の先生は大変やなという思いと、また感謝の思いでいっぱいになったんですけども、現状としては、橋本市の小学校なんですけれども、そういう除去食による対応で給食をいただいているというふうな認識させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（中上良隆君）教育長。

○教育長（森本國昭君）除去食でいける子どもにつきましては、そういう対応でさせていただいております。ただ、答弁させていただきましたように、医師の診断もなしに保護者あるいは本人が自己判断で食べられないと、そういう子どもたちにつきましては、一度お医者さんの診断を得まして、親御さんの指導も含めまして、そういう方法をとっていきたいなと思っております。最近、家庭での食事ですか、昔は全員そろわんと食べられなかった

という時代があったわけでございますけれども、今はもうばらばらの食事をするという家庭も増えております。昔でしたら好き嫌いのないように親が指導し、そういうふうにしていたと思うんですけれども、そういった点も、やはりそういう子どもをつくっている親に対する指導というのも大事ではないかと。何でも最近の親は、生徒指導でもすべてでございます。きのうの学力の面でもやはり家庭環境によっても成績が左右されますので、家庭での親の子どもに対する指導・責務というんですか、そういった点も十分考えていただきたい。それも教育委員会の管轄でございまして、生涯学習をちゃんとやっていかないといけなという責任を感じております。今後そういった点、努力していきたいと思います。

以上です。

○議長（中上良隆君）22番 楠本君。

○22番（楠本知子君）現場では、子どもさんが小さいときから食べないから、この子はアレルギーやと思い込んでいる親御さんもおられますので、本当にアレルギーなのか、それとも食わず嫌いなのか、その辺がすごくあいまいなところもございますが、先ほど教育長が言われたように、そういう意味では、そういう教育もまた十分してあげていただきたいと思うんですけれども、アレルギーが多品目にわたるために、どうしても弁当を毎日持っていかなければならない子どもさんもいらっしゃいます。毎日毎日学校へ弁当を届けているお母さんもいらっしゃいます。今回、橋本市の給食センターと高野口給食センターを見学させていただきましたが、高野口給食センターなんですけれども、これは本当にすばらしい施設で、県内でもトップと言われるぐらいの設備を持たれたこの高野口給食センターに、私は希望の光を見出したんですけれども、センター長とか栄養士はじめスタッフの方々

に、子どもたちのために安心して安全なおいしい栄養のある給食をつくるんだという、そういうふうな本当に仕事に誇りと責任を持って熱く語っておられました。この高野口給食センターには、一応アレルギーに対応できる、アレルギー対応食をつくれる設備があるわけでございます。それが私としては対応されていないというのか、使われていないという状況に対して、何ともったいないというふうな気がしたんです。お弁当を持ってきている子どもさんに、やっぱり給食を食べさせてあげたいというのが切実な思いなんですけれども、教育長も、もし自分の子どもさんに、孫さんですね。そういうふうな状況だったら、子どもやったらえらいことですけど、お孫さんで、もしいらっしゃったら、やっぱり思われると思うんですよ。こんなすばらしい高野口の給食センターが使われずにいるという状況を見まして、何とかできないのかなという思いなんですけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（中上良隆君）教育長。

○教育長（森本國昭君）私の孫であればということでございましたんですけど、私は弁当を持っていくのが3名おるという答弁をさせていただきましたが、弁当を持っている子どもだけと違って、給食を食べられない、除去せんと食べられないという子どもも含めて、橋本市全体で教育委員会としては考えるべきだと思っております。そういうすばらしい部屋がありますけれども、もし、アルゲンが混入していたら死亡事故につながるということも聞いておりますし、人員も要りますし、そうとなると3人の弁当だけをつくるのであればできると思いますけれども、その子どもだけを優遇してほかの子どもたちをどうするかということも考える必要もございますので、先ほど答弁させていただきましたように、学校

給食審議会ということもございますし、それと学校給食衛生管理委員会というのもございます。専門の医者も入っておりますので、来年早々でも委員会を開きまして、アレルギーに対するどういう方策が必要であるか、そういうところを十分検討してまいりたいと思っております。

○議長（中上良隆君）22番 楠本君。

○22番（楠本知子君） こういうすばらしい施設がある以上、やはり使わないともったいないと思うんです。本当に県下に誇れるすばらしい高野口給食センターですので、橋本市にこんな給食センターがあるのにアレルギー対応はできていないというのは時代遅れやと思います。長野県の松本市なんですけれども、西部給食センターというところは1万2,000食をセンター方式で対応されていて、現在18校52人分に対してのアレルギー対応食を行っておられます。このメニュー、いろいろやり方があるとは思いますが、ここはメニューもほぼ一般食と同じで素材を変えられているということで、アレルギー対応食を一般食、普通給食と交わらないように別に、例えば後ろに置いてあったら助手席に52食を置いて、いったん給食室に運ばれて、そして、ご本人というか児童に、名刺というかカードをつけたものを直接子どもに給食を渡しているというふうに、52人分のアレルギー食を対応されているというところもあります。橋本市の場合は、まずきちっとしたアレルギーなのかそうでないのか、そういうところ辺からのアンケート調査もきちっとできていないと思うんです。本当にアレルギー食をやるとなれば、医師の診断書をつけた、この子が何に対してのアレルギーなのかということきちっと調べていないとできないとは思いますが、どうか前向きに検討していただいて、何とかこの給食センターを十分に稼働し

ていただけるように頑張りたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

これはこれぐらいにさせていただいて、次に5歳児健診なんですけれども、橋本市は発達指導員が2名もいてくださるということで、本当にありがたいことだと思います。3歳児健診から就学前健診までの間の期間の開きがあるということで、5歳児健診の導入が進められているわけなんですけれども、これは全国的にどうなっているかを見ますと、前進的なところでは、この発達障害者支援法が施行する前からやられている長野県駒ヶ根市とかもありますし、内容的には違いますけれども、香川県東かがわ市三木町が平成17年から実施、また鳥取県や栃木県の2県では、すべての市町村で実施をされておられます。5歳児健診という一つの形になりますと、いろんな費用もかかりますし、お金もかかることになると思いますので、健診という枠ではなくて、今、部長が言われたような形の中で、5歳児にひとつ注目していただきたいと思うんです。3歳児には見られなかった発達障害が5歳児になって現れるという、専門家的な立場からそういうふうに言われていますので、5歳児に着目をしていただくということで、いろんな発達相談に関する母親相談であるとか、そういうことを積極的に進めたいということをお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君） 5歳児に特に注目してほしいということなんですけれども、答弁でも先ほどさせていただきましたように、橋本市では、出生、成長するすべての子どもたちに豊かな発達を保証すると、こういう観点から県下でも早くから発達相談事業に取り組んでおります。特に近年、学習障害、多動性障害、高機能自閉症、アスペルガー症

候群といった軽度発達障害が注目されておりまして、軽度発達障害の特徴から診断をつける時期が早くても就学前後になるそうであります。それまでは、そのような疑いのある子、気になる子としての配慮が必要であると、こういうことを考えておりまして、先ほど答弁で紹介させていただきました発達相談員を中心に、こども課においては健康課母子保健係と連携しまして、乳幼児健診において早期発見、疑いのある子もこの場合は含まれますけれども、発達につまずきのある幼児のための親子教室、のびのび教室を行っております。のびのび教室では、集団での親子の保育、保護者の学習会も行っております。こうした健康課・こども課の連携のもとで発達相談、健康相談、家庭訪問等も実施している状況です。

教室のことを紹介させていただきますと、何か気になる、ちょっと発達につまずきがあるのではないかと、そういう疑いのある子、親子の方が教室に通っていただき、育てていく中で、育ちの弱い部分も徐々に明らかになってきております。それが発達障害の症状であることも多く、職員と保護者で共有しながら子どもの問題行動を発達要求ととらえ直しながら自尊心と自信を持った子どもに育てていこう、そういうことで、職員のみならず保護者のスキルもアップするように現在も試行錯誤を重ねて日々の取り組みを行っているところです。

それから、こうしたのびのび教室を通じまして、のびのび教室、それと在宅でおられるお子さん、保育園・幼稚園でおられるお子さん、これらの子どもの引き継ぎにつきましても、橋本市障害乳幼児療育検討会というのを、こども課、健康課、それと教育委員会、学校教育課、これらの担当職員で組織して情報交換を行って小学校へつないでいこう、そういう取り組みも行っております。小学校では特

別支援教育、これになるんですけども、これの部分につきましても、学校教育課でそれまでの経過、ケースの引き継ぎも十分も行いますので、ケースの経過も含めて対応していただいております。

ちなみに私の所管であります保育園につきましても、年二、三回、発達相談員がこども課事業として保育観察、発達相談に出向いております。その中で保育士と話し合いまして、5歳児で就学指導の必要な子ども、特別支援の引き継ぎが必要な子どもの確認を随時行っております。保育園では保護者に必要性も十分説明させていただいております。子どもたちの就学後の教育環境を整えるために活用させていただいておりますので、引き続き3課の連携を深めながら、それと障害児の場合については医療機関、あるいは県の療育施設等の関係も深くかかわってきておりますので、ネットワークを大切にしながら子どもたちの療育の健全な発達につなげていきたい、そう考えております。

○議長（中上良隆君）22番 楠本君。

○22番（楠本知子君）その子どもにレッテルを張るという意味ではなくて、自分の子どもが発達障害児であるというレッテルを張るというふうな感じではなくて、そうではなくて早く見つけることによって少しでも治りますよ、よくなりますよということですので、そういう意味での5歳児健診ですので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（中上良隆君）これをもって、22番 楠本君の一般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時44分 休憩）